

平成 21 年 7 月 21 日
デトロイト総領事館

クリーブランド市及びコロンバス市における交通ルールの変更

ウェブニュースで見つけた交通ルールの変更をお知らせします。今回のお知らせは州法の変更ではなく市条例による規制です。当館からのお知らせ以外にも様々な条例がありますから、皆様がお住まいの自治体のウェブサイトや報道で確認し、自分自身で注意してください。

1. クリーブランド市における自動車等運転中の TEXTING 禁止

ウェブニュース CLEVELAND.COM 等報道によると、国家安全評議会の発表では、運転中に携帯電話を使用していて交通事故を起こした運転者は使用しない場合の 4 倍になる。そこでクリーブランド市では 7 月 19 日から運転中の携帯電話等によるメッセージやインターネットの使用を禁止する条例は発効した。

| | |
|----------|-------|
| 罰金： 1 回目 | \$100 |
| 2 回目 | \$250 |
| 3 回目以降 | \$500 |

2. コロンバス市における 18 歳未満自転車乗車時ヘルメットの義務化

WBNS テレビ等報道によると、コロンバス市では 7 月 21 日から 18 歳未満の者が自転車に乗る場合はヘルメット着用を義務化。

罰金：\$25 以下